

午前10時12分開会

○民谷会長 それでは、始めたいと思います。

今日もいろいろ困難な中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は令和2年度の第3回目の審査会ということになります。

昨年7月16日に議長から諮問を受けまして、今回が第8回目の審査会になります。その間、皆さんには熱心なご議論を頂きまして、特に、前回はお忙しい中、皆さんにお集まりいただき、本当にありがとうございました。本日は答申を議長にお渡しするという事で、それで審査会も一段落ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題のとおりに進めたいと思いますが、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず1枚目に、第61回(令和2年度第3回)千代田区議会政務活動費交付額等審査会の次第がございます。

続きまして、今回の答申(案)でございます。かがみ文が、「千代田区議会政務活動費の交付額について(答申)」。

それから、2枚目以降、2枚目、3枚目が答申(案)となっております。

それと、最後に日程調整表、11月の分が置いてございます。最後にまた、改めて説明させていただきたいと思っております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思っております。議題の1番目、答申(案)についてですが、千代田区議会情報公開条例第6条の(3)の規程にございます、区議会に関わる審査に関し、率直な意見交換または意思決定の中立性を確保する必要性があり、よって、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第6条第3項ただし書の規程により、この議題は非公開とします。ただし、意思形成過程を経て、答申後は公開する予定ということになっております。よろしくお願いいたします。

お手元に答申(案)が配られておりますけれども、それについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、答申(案)をご覧ください。答申(案)の説明をさせていただきます。説明につきましては、こちらの案文を朗読させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、答申(案)でございます。

本審査会は、令和元年7月16日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」諮問を受けた。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、限られた日程で、都合7回にわたり精力的に審査会を開き、前回答申の平成29年7月以降の社会経済情勢の変化及び他自治体における動向とともに、昨年5月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決における裁判所の判断や各会派とのヒアリングをも参考に、広範かつ慎重に審査を行った。

なお、交付額に密接に関連する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の審査も必要なことから、各会派の支出の中から占める割合の高い費目を中心に審査した。

この結果、当審査会は、次のとおり、答申する。

1、答申。

(1) 政務活動費の交付額について。

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて。

①「交通費」のうち、タクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化し、他の公共交通機関を利用しなかった理由を明確にするべきである。

②「印刷費」のうち、区議会活動報告などの政務活動報告書については当面面積割とし、合理的に説明できる割合とするべきである。

③「レンタル・リース費」のうち事務所経費として事務所の賃料を、バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィスに係る経費も含め認めるべきである。但し、按分比として2分の1かつ月額5万円を上限とするべきである。

続きまして、2ページ目でございます。

2の理由。(1) 政務活動費の交付額について。

交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に、この制度趣旨を踏まえ総合的に判断することが適切である。

過去3年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、令和元年度から平成29年度までの3年間遡ると、約70%、約83%、約78%、と推移している。しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもある。また、政務活動費については、政務活動にかかわる必要な経費の一部について、一定の上限を設け支弁するものであり、この上限に達しない場合は残額を返還することとなっているため、交付額はあくまで上限を示すものであり、決算ベースでの支出額が減額していることを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない。

また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いはあるものの、23区平均で一議員月165,435円であり、現状では千代田区議会は平均を下回り、23区全体でも中位に位置している。

更に、レンタル・リース費に事務所の賃料を一定額で認めることと、人件費の使途範囲に一定期間継続して雇用することを引き続き認め、これらの活用を推奨していくことを踏まえ、少なくとも当面現行の交付額水準を維持し、据え置くこととする。

(2) 使途基準の見直しの理由について。

①「交通費」のタクシー利用にあたっては、昨年5月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決における裁判所の判断もあったことから、自己申告を含め使途目的を確認できる方策を厳格化しないと、区民の視点から合理性を判断できない。

②「印刷費」の区議会活動報告などの政務活動報告書については、当該議員個人のPRなど本来の政務活動報告には適さない内容が混在するなど、合理的な判断が困難な場合があるため、按分比で2分の1とする判断もあるが、当面は面積割とし、議員本人が合理的

に説明できる割合とする。なお、支出要件として、政務活動報告書は、本来会派の調査研究活動及び議会活動並びに区政について区民に報告するためのものであり、従って、議会報告、調査研究報告、区政の報告、区の課題への提言は認められるが、議員個人のPRにつながる見出し、写真及び文章、プロフィールは適さないものである。当審査会においては、今後の支出状況により、最終的に按分比で2分の1とする提言もありうることも念頭に置かれたい。

③「レンタル・リース費」のうち事務所経費として事務所の賃料を認めるが、本区の不動産賃借料は高額であり、少数会派によっては全額認めると賃料のみで政務活動費の交付額を超える可能性がある。また、事務所の活用については、政務活動とその他の議員活動が混在するのが通常である等の理由から、按分比として2分の1かつ月額5万円を上限とするものである。更に、低廉で少数会派も利用可能な新しい事務所の形態として、パーティキュラーオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィスの経費も認め、積極的な活用を期待する。

### 3、今後の検討課題とすべき事項。

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

(1) 人件費については一定期間継続して雇用する「政務活動を補助する職員」の人件費を按分比で認めている。今後積極的な活用を期待するものである。

(2) 議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動があり、用途によって按分で調整することが合理的である。

(3) は削除させていただきたいと思います。

(4) 現行の政務活動費は、会計年度終了時点で清算が必要とされている地方自治法施行令162条に基づく「先払い方式(概算払い方式)」を採っている。一方、「後払い方式(清算払い方式)」は、公金を原資とする現金の保管や清算後の残額返還など会派や区議会事務局において繁雑な事務を伴わない方式であることから、交付の方法について、今後十分に検討すべきである。

ただし、この方式に変更する際には、随時分散的に発生する清算払いの処理ごとに用途や金額の適正さをチェックすることが必要になることから、会派及び区議会事務局のチェック体制の充実が前提となる。当審査会としては、今後会派及び区議会事務局に対し精算払いが可能な体勢を整えるよう要望する。こちらは、「申し添える」が、最初の案でございましたが、「要望する」に変更したいと思います。

(5) 政務活動費は、今後とも議員に期待される活動と、そのために負担すべきコストを充分に確認しながら交付額を見直していくことが必要である。政務活動費の見直しについては、区民の視点に立ったうえで、区議会の自主的な判断で行うことが好ましく、より情勢に適応し、区民の理解が得られるものとなることを期待する。

以上でございます。

○民谷会長 今ご説明いただいたとおりですが、(3)番については、当然、番号が繰り上がるということですね。

○小玉次長 そうですね。はい。

○民谷会長 それから、確認ですけれども、答申の中とそれから理由の中に、昨年5月の東京地方裁判所の判決のところは、「政務調査研究費」となっているのは、この時代の案件

という意味ですね。

○小玉次長 おっしゃるとおりです。

○民谷会長 はい。

皆様のほうで、これはちょっと変えたほうがいいんじゃないかとか、そういうご意見あるいはご質問なりがありましたら。

○廣瀬副会長 文字の話なんですけど、3ページの(4)の「精算払い」、最後のところだけ、漢字が米へんになってしまっているの。

○小玉次長 ああ。失礼しました。

○廣瀬副会長 はい。

○民谷会長 で、ここのところは、前回同じことを答申の中に入れてたわけですね。それで、そのときは、この、整える、「申し添える」という文言だったんですけども、今回も「申し添える」という、まあ当初案文だったんですけども、これはもう、審査会としては「申し添える」というレベルではなくて、「要望する」というふうに言ってほしいということで、ここはそういう言葉に変えさせていただきました。実際、私ども審査会の意見としては、皆さん早くこの体制に移ってほしいというふうに思っているからなんです。ただ、事務局の体制が整わないところで、無理にやれということではないんですよ。あくまでもそういう意味なので、もうこれは、本当に要望して、早くそういう体制を整えていただきたい。特に、これは議長なりあるいは区長にお伝えしていただきたいようなことなんですけども、そういう趣旨でございます。

それから、この理由のところの(1)なんですけども、交付額のところについて、まず一番最初に、「直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない」とあって、その次に、二つ言っているわけですね。23区の政務活動費の交付状況と、さらに事務所の賃料と人件費のこと。これは、どっちが先のほうがいいのかという。やっぱり、この順番のほうがいいんでしょうかね。

○廣瀬副会長 新たに、この注目をする、それからレンタルオフィス、シェアオフィス等について言うと、新たに費目として増えるわけですから、そちらが先。で、まだ、前回の答申に基づいて使えることにはなっているけれども、活用の実態としては、まだしばらくかかりそうな人件費の部分がその次という順番でいいと思いますけど。

○民谷会長 それで、この23区の中位に位置しているというのは、これはやっぱり先のほうがいいんでしょうかね。

○廣瀬副会長 ああ。まずは、そうです、全体として、23区の議会の中で、特に突出して過大な費用を払っているわけではないんだということを確認した上で、これまでの水準については、新しい用途についても答申をしているところでもあり、そのタイミングですぐに下げるということではないでしょうという流れだと思います。

○民谷会長 ありがとうございます。

皆さん、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

別段、私どもがぜひ15万円を維持しろということでもないんですけども、気持ちとしてはあれですね、この事務所費なり人件費の、つまり当然、政務活動費としてお使いいただくのが必要だと、審査会として考えている事柄については、十分お使いいただいて、それが私どもとしては15万を今後とも維持すべきであろうという理由の大きな部分にな

っていますので、ぜひともこの点は、今後、会派さんともやり取りする中では、審査会としても申し上げていきたいと思っておりますけれども、その点はぜひお願いしたいなというふうに思います。

よろしいですか、それじゃあ。

○廣瀬副会長 すみません。1点、これも細かいことなんですが、3ページの(5)、繰り上がって(4)になるところですが、その1行目で、「そのために負担すべきコスト」のところなんですが、ここは、「そのために公費で負担すべきコスト」という趣旨ですよ。だとすると、それを明確に入れたほうがいいかなと思います。

○民谷会長 ああ、なるほど。

○廣瀬副会長 私費で、議員さんがポケットマネーで負担される分には、まあある意味、幾ら負担して活動していただいても構わないという話なので。

○民谷会長 新しい(4)の1行目、「活動と、そのために公費で」という3字が入るということで。

○廣瀬副会長 はい。

○民谷会長 そういうことで、よろしく願いいたします。

○本多委員 最後の、今の(5)のところなんですが、どちらが正しいともあれなんですけれども、一応、政務活動費の交付額について、まず、答申を(1)でして、理由もその(1)のところで書いてあるわけですよ。

○民谷会長 はい。

○本多委員 ただ、この3の今後の検討課題とすべき事項のところでは、この(5)というのは交付額の話なわけですかね。

○小玉次長 そうですね。

○本多委員 それとも、この使途基準も含めた話も含まれているという認識なんですかね。交付額の話だけだとすると、順番からすると、この(5)が(1)に繰り上がってもいいかなと思ったんですけど。

○民谷会長 うん。

○本多委員 うん。ただ、この使途の基準なんかも含めて全体的な話を(5)で押さえているというなら、このまとめでいいかなとは思うんですよ。ちょっとそこが分からなかった。

○小玉次長 事務局としては、今、先生がおっしゃったように、最終的に全体的なものをまとめる、確保というイメージでここに置いてあります。

○民谷会長 だから、交付額というだけではない。

○小玉次長 だけではなくて、その支出基準も含めて。はい。

○本多委員 うん。

○民谷会長 そうすると、それは入れますか。「交付額と使途基準」とか、そういうふうに入れますか。

○本多委員 どうでしょうかね。

○民谷会長 そうすると……

○廣瀬副会長 「交付額を見直していく」と書いてあるんですけども、「交付額と使途基準を見直していく」としたほうが……

○民谷会長 うん。そのほうがね。

○小玉次長 そうですね。

○廣瀬副会長 それが全体に係るほうが。

○小玉次長 ありがとうございます。

○廣瀬副会長 じゃあ、2か所。ちょっとその部分はお教えいただいて。

(1)でもよろしいですか。何か。

○上村委員 これ、事務所費をもし上限の5万円というのを使うことになったら、今までの15万円では収まり切らなくなるという場合、ゆくゆくはその15万円より増額するということはあり得るんですか。

○民谷会長 15万円という、当然、こう、固定した金額ではないので、今はもちろん15万でやっていますけど、仮にこれが政務活動費として使って行って、15万じゃ足りないよねというふうな判断になれば、やがてはそれを上げるというふうな判断もあると思いますね。

○上村委員 そうですよ。

○民谷会長 現状では、ここの一番最初に書いてあるように、70%とか80%とか、そんな数字なので、すぐにそういう状況になるかどうか分かりませんが、そういう想定があり得るかどうかですね、この事務所費を使っていただいて。

○上村委員 今まで——そうですね。今まで使っていなかった事務所費が入るとなると、変わるかなと思って。

○民谷会長 そういうことは、あり得ることはあり得ますよね。

○上村委員 ありがとうございます。

○民谷会長 ぜひ、そういうふうに活用していただければね。増額の議論ができるようになれば、また、極論はうんと違ってくると思います。

○竹内委員 この政務活動費の16万5,000円というのが、23区の平均ですよ。その中で15万というのは、千代田区にとっては非常に、皆さん苦労しているのではなからうかなと、そんなような気がしますね。

一番最下位が、たしか荒川区の8万幾ら。それでもってやっているということで、これを考えれば、千代田区の区議会の先生は、皆さんよろしいのではなからうかなと、そんな気がするんですよ。また一番多いところが24万か25万ですよ。

○民谷会長 そうですね。

○竹内委員 ですから、ちょうど、千代田区の先生方は頑張っているのではなからうかなと思います。

○民谷会長 そういう意味では、まさに、これから充実すべきものは充実していただいて、本来、副会長からもお話があったように、公費で負担すべきものを負担すべきところだと。それだけのことなんです。ですから、それをきちんとやっていただいて、結果としては15万円でも足りなかったということになれば、そういう局面も生まれてくるだろうと思いますけど。ありがとうございます。

それじゃ、先ほど修正のご意見のあったところをご修正いただいて、3番の括弧の順番も整理していただいて、議長に答申をするということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題の(2) その他ということなんですけれども、次回の審査会開催日について、少しご説明を頂きたいと思っておりますけれども。

○小玉次長 はい。それでは、次回の審査会の予定なんですけれども、11月に行いたいと考えております。本日お配りいたしました日程調整表のほうにご予定のほうを記入していただければと思います。

次回なんですけれども、政務活動費の第1四半期がまとまりますので、そちらのほうを審査していただきたいというふうに考えております。

本当は、半期の決算を見ていただければ一番いいんですけれども、ちょっとそこまではちょっとまとまらないようですので、まずは第1四半期の確認をしていただければというふうに考えております。

○民谷会長 はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、日程については皆さんのほうで、今日お渡しできるものはお渡しいただいて、改めて事務局からご連絡をしていただくということで、よろしく申し上げます。

それじゃ、審査会はこれで閉じて、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 ありがとうございました。

午前10時43分閉会